IPPON SAVINGS ACCOUNT

【投信調査室コラム】

情報提供資料 2015年3月23日

日本版ISAの道 その94

NDIVIDUAL 2016年からの金融所得課税の一体化を考える ~外貨建てMMF等投資家が売却益非課税などを享受す・ 2015年に投資対象を売却した場合はNISAも検討したい~

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

NISA1 年目の口座開設数は 824 万口座で購入総額は 2 兆 9797 億円

2015 年 3 月 10 日(火)に金融庁が NISA(少額投資非課税制度)口座の利用状況について速報値を発表、NISA 元年 2014 年 12 月末の口座開設数は 824 万口座で、2014 年の 1 年間の購入総額が 2 兆 9797 億円と言う事 を明らかにした(下記テーブル参照、URL は後述[参考ホームページ])。

NISA口座の開設·利用状況調査(2015年3月20日時点の最新値) 2015年3月20日現在									
公表機関		金融庁 〜四半期ベース〜		金融庁 及び推測		日本証券業協会 (日証協) ~月次ベース~		日本証券業協会 (日証協) ~月次ペース~	
対象		NISA取扱全金融機関 (銀行・証券会社等) 717社		NISA取扱全金融機関 (銀行・証券会社等)		主要証券会社10社*		主要証券会社10社*	
		2014年6月末時点	比率(%)	2014年12月末時点	比率(%)	2014年8月末時点	比率(%)	2015年2月末時点	比率(%)
総開設口座数		7,273,667	ı	8,240,000	100.0%	3,790,553	100.0%	4,198,636	100.0%
買付が行われた口座		l	ı	3,714,089	45.1%	1,262,403	33.3%	2,014,353	48.0%
	稼働率	l	ı	45.1%	I	33.3%	I	48.0%	_
ম	平均買付額(万円)	ı	I	80	I	70	I	47	_
糸	総買付金額(億円) 	15,631	100.0%	29,797	_	_	-	18,629	100.0%
	上場株式(億円)	4,949	31.7%	_	_	_	-	_	_
投資	投資信託(億円)	10,396	66.5%	_	_	_	-	_	_
商品	ETF(億円)	140	0.9%	_	_	_	-	_	_
	REIT(億円)	146	0.9%	_	-	_	l	_	_
備考				推進・連絡協議会を通じて調査された 速報値。未報告の金融機関があり、 廃止済み口座が除かれている等か ら、国税庁発表の口座開設件数833		会社全体(28.7%)」は中小・地場証券 の低稼働率と見なす事は出来ない。 主要 ¹⁰ 社は8月末、証券会社全体は 6月末で調査に2 か月のタイムラグが ある(日証協会長)。		2015年3月18日に日本証券業協会が発表したもの。 ・総開設口座数は2015年の利用枠が設定された勘定設定口座数。 ・買付が行われた口座は2014年又は2015年の利用枠のいずれかで買付された口座数。 ・平均買付額は2015年の利用枠での買付金額を買付口座数で割ったもの。 ・総買付金額は2014年と2015年の利用枠での買付金額の合計。	

*主要証券会社10社・・・大手証券会社5社とインターネット専業証券会社5社。

(出所: 金融庁/国税庁、日本証券業協会より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

2016 年から年間投資額 120 万円、ジュニア NISA、そして、金融所得課税の一体化

1 年目に約3 兆円が投資された NISA は、来年 2016 年から年間投資額が 120 万円へ引上げられ、ジュニア NISA が創設される(2015 年 1 月 13 日付及び 1 月 19 日付日本版 ISA の道 その 86 及び 87 参照~URL は後 述[参考ホームページ])。



ただ、2016 年には、もう1つ、大きな金融・証券税制の変更があるのだ。 それは「金融所得課税の一体化」である。 公社債や公社債投信の税制が変わるもので、実は既に約2年前の2013年3月29日に成立した「所得税法等 の一部を改正する法律案」にあったもの。 同案には「日本版 ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所 得等の非課税措置)の創設及び金融所得課税の一体化の拡充(公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式 等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等)」と出ている(URL は後述[参考ホームページ])。

その当時、国内で最も有力な金融専門週刊誌の一つである週刊金融財政事情(キンザイ)の 2013 年 3 月 25 日号「特集 2013 年度税制改正の勘どころ」の中で、投信調査室筆者が下記の通りと述べていたものである(URL は後述[参考ホームページ])。 その一部を下記に引用する。

金融所得課税一体化拡充はマクロ的には投資促進効果が高く、ミクロ的には従来の節税法が使えなくなるなど影響は大きい。にもかかわらず、これが注目されない要因として、開始が 16 年 1 月 1 日からと日本版 ISA より 2 年遅いことがある。だが、開始まで時間があるといっても、まったく新規の口座開設となる日本版 ISA と違い、金融所得課税一体化拡充は投資家が現在投資している公社債等にかかわるものである。さらに、これから公社債等に投資しようとしている投資家にも関係する。 投資する公社債等を 16 年以降に償還もしくは売却する可能性があるならば、そのときの課税上の取扱いをいまから考えておくべきであり、開始まで時間があるとはいっていられない。いまからしっかりと理解、行動しておくことが必要である。

現在、公社債等の利子所得は20.315%の源泉分離課税、譲渡所得(売却益)は非課税、償還差益は総合課税・雑所得(累進税率)となっている(*ただし、公社債投資信託の償還益は20.315%の源泉分離課税)。これが今回の税制改正により、16年1月1日からは株式等と同じく利子所得も譲渡所得(売却益)も償還差益も20.315%申告分離課税となる見込みだ(ただし、利子所得はそのまま20.315%の源泉分離課税で確定申告不要制度も選択可能)。これにより、現在は可能な節税法、すなわち公社債等の償還前売却による譲渡所得(売却益)非課税適用はできなくなる。

反面、現在は公社債等に係る損益を株式等と損益通算できないところ、今回の改正により、16 年 1 月 1 日から損益通算ができるようになる。より正確にいえば、「上場株式等の譲渡損失および配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等および譲渡所得等を加え、これらの所得間ならびに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限る)および譲渡所得等との損益通算」が可能となる。言葉が少しむずかしいが、ここで「上場株式等」は上場株式と公募株式投信のことで、「特定公社債等」は一般的な公社債と公募公社債投信のことだ。 16 年1月1日から公社債等でも可能となる損益通算は株式等と同様、3年繰越しおよび特定口座受け入れが可能である。

今回の金融所得課税一体化拡充に伴い、18.378%の源泉分離課税(発行時)が適用される割引債もなくなる。割引債の償還差益は、16年1月1日から譲渡所得(売却益)として20.315%申告分離課税となる見込みである。ただし、15年12月31日以前に発行された割引債で、その償還差益が発行時に源泉徴収の対象とされたものについては譲渡所得非課税となる。

そのほか、現在、為替差益が非課税になる外貨建て MMF 等の外国籍公募公社債投資信託にも 20.315%申告分離課税が適用となるなど、これまで節税法として有名だったものがかなり通用しなくなる。 つまり、新しいコンサルティングが必要ということである。



日本の個人につい	いての主な金融証券税制	現 在 2015年3月20日現在						
予算年度	(平成19年度) (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) (平成23年度) (平成24年度) (2007年4月~) 2011年4月~ 2012年4月~ 2	2013年度 2014年度 2015年度 2016年度 (平成26年度) (平成26年度) (2015年度 (平成28年度) (2015年3月 2016年3月 2016年3月 2017年3月						
暦年	(平成19年) (平成20年) (平成21年) (平成22年) (平成23年) (平成24年) (平成	13年 2014年 2015年 2016年 成25年) (平成26年) (平成27年) (平成28年) (平成29年 1~12月 1~12月 1~12月 1~3月						
与党	自·公政権	自·公政権 (2012年12月~)						
	10%の申告分離で申告不要可(*2009年1月から投信償還差益·投信解約益が加わった)。 2013年(平成25年)1~12月は所得税が7%から7.147%に変更される為(復興特別所得税の付加)、10.147%に(所得税7.147%、住民税3%)。							
上場株式·公募 株式投信の配 当·分配金(*元 本払戻金を除く)	10%の源泉徴収(申告不要)か申告分離、累進税率15~50%の総合課税からの選択。2013年(平成25年)1~12月は所得税が7%から7.147%に変更される為(復興特別所得税の付加)、10.147%に(所得税7.147%、住民税3%)。							
上場株式·公募 株式投信の損益 通算	申告で上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算可。 3年繰越。 の譲渡益と上場株 式等の譲渡損の損 益通算可。 申告不要で特定口座の源泉徴収口座内における損益通算(自動的に)可能(*外国税額 控除が適用されず)。							
公社債等(公社 債·公募公社債 投信)	公社債等の利子所得は20%の源泉分離課税、譲渡所得(売却益)は非課税、 (累進税率)。ただし、公社債投資信託の償還益は20%の源泉分離課税。国内 泉分離(購入時課税)、国内籍公募公社債投信の譲渡益は20%の源泉税相当 求の場合で、解約請求の場合は20%源泉分離課税)、外国籍公募公社債投 除不可~無いものとされる)。 尚、2013年(平成25年)からは所得税が15%から15.315%に変更される為(復興 に(所得税15.315%、住民税5%)。 割引債は18%が18.378%に。	内割引債の償還益は18%の源 当額特別徴収(一般的な買取請が損益通算 信の譲渡益は非課税(損失控 一						
	2005年(平成17年)12月31日をもって65歳以上の「高齢者マル優制度・高齢者特別マル優制度(350万円)」が廃止され、2006年(平成18年)1月1日からは「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度(通称、障害者等のマル優)」と「障害者等の少額公債の利子の非課税制度(通称、障害者等の特別マル優)」に。障害者等のマル優は預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託および一定の有価証券で計350万円。 障害者等の特別マル優は国債および地方債で計350万円(別枠)。							
非課税制度		NISA(少額投資非課税制度)は、年間100 万円までの上場株式等への新規投資について、その譲渡・配当所得が最長5年間非 課税となる。 20歳以上が対象で、2014年 1月1日に始まり、NISA口座開設期間は 2023年12月31日まで。 2016年より年間 120万円へ引き上げ。						
		恒久化要望あり。 ジュニア NISA(0歳から 19歳、年間80 万円まで)。 2016年1月から口座門設受 付開始で、4 月から投資可能へ。						

(出所: 日本の官報、内閣府・金融庁・財務省・国税庁・政府税制調査会などより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

以上の話だが、前頁の本文に「開始が 16 年 1 月 1 日からと日本版 ISA より 2 年遅い」事もあり、あまり注目されなかった。 しかし、2016 年 1 月 1 日まで 9 カ月近くとなり、ここに来て、注目される様になってきた。 2015 年 3 月 11 日付日本経済新聞朝刊は個人投資家に向けて「特に影響を受けるのが外貨建ての商品。これまで実質的に非課税の恩恵を受けられたのに、来年からは課税される商品もある。」と報じ、日本最大の金融総合専門紙であるニッキン 2015 年 3 月 13 日付号は、金融業界は一体課税への対応が急務とし「債券と投資信託から得られる配当・利子、譲渡損益を合算して課税する新税制に対処するには横断的に特定口座を管理できる仕組みや顧客への事前案内・確認を徹底することが求められる」と報じている(URL は後述[参考ホームページ])。

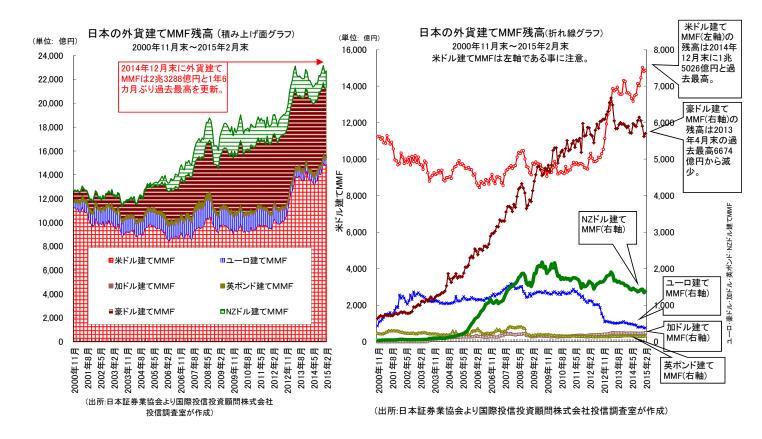


外貨建て MMF 等の投資家が売却益非課税などを享受すべく 2015 年に投資対象を売却した場合は NISA も検討したい

先のキンザイ2013 年 3 月 25 日号最後の「現在、為替差益が非課税になる外貨建て MMF 等の外国籍公募公社債投資信託にも 20.315%申告分離課税が適用となるなど、これまで節税法として有名だったものがかなり通用しなくなる。」が 2015 年 3 月 11 日付日本経済新聞で最初に出ていた「『外貨 MMF(マネー・マーケット・ファンド)の為替差益が非課税でなくなるのはショック』と話すのは都内在住の会社員、川田悦子さん(仮名、35)。 円相場が1 「ル=90 円台前半だった 2 年前、ドル建て MMF を 1 万 「ル分買った。120 円前後まで円安・ドル高が進んだ今では30 万円近くの含み益がある。」である。

現在、外貨建て MMF/外国(籍)公社債投信を含む公社債等の利子所得は 20.315%の源泉分離課税、譲渡所得 (売却益)は非課税、償還差益は総合課税・雑所得(累進税率)となっている(*公社債投信の償還益は 20.315%の源泉分離課税)。 これが 2016 年から利子所得・譲渡所得・償還差益がいずれも 20.315%の申告分離課税になる。 2015 年内であれば、売却すれば非課税だが、2016 年以降は 20.315%の申告分離課税がかかる事となる。

2015 年 3 月 20 日(金)に日本証券業協会から発表された 2015 年 2 月末の外貨建て MMF の残高は 2 兆 2853 億円。 昨年 2014 年 12 月末に 2 兆 3288 億円と過去最高を更新している(URL は後述[参考ホームページ])。 その約 65%を占めるのが米ドル建て MMF で 1 兆 4862 億円。 米ドル高も手伝い、米ドル建て MMF は昨年 2014 年 12 月末に 1 兆 5026 億円と過去最高を付けている。 その後、2015 年 2 月末にかけて残高は-1.1%減少した。 1 ^ド_ル=119.78 円から 119.63 円と-0.1%の値下がりなので(ブルームバーグより)、過去最高から 1%近く売却された可能性がある。 ただ、先の日経に出ていた含み益を抱える個人はまだまだ多そうである。 2015 年 3 月 11 日には 1 ^ド_ル=121.45 円と 2014 年 12 月 5 日以来の円安米ドル高となっている(*2014 年 12 月 5 日の 1 ^ド_ル=121.46 円は 2007 年 7 月 25 日以来の円安米ドル高)。 米ドル建て MMF を中心とした非課税での売却が予想される。





NISA1 年目の購入総額は2兆9797億円だったが、その額の3分の2を超える額のある外貨建てMMFの売却益が非課税でなくなる。 2015年の内に、非課税を享受し外貨建てMMFを売却する個人が増えそうである。

こうした場合、投資額に制限はあるが、NISAも検討余地がある。 外貨建て MMF そのものは公社債と同様、NISA の対象ではないが(2013 年 8 月 5 日付日本版 ISA の道 その 23 参照~URL は後述[参考ホームページ])、外貨建て MMF に少しでも近い株式投信・外債/グローバル債券ファンドを検討すると言う事。 注意として、短期金融商品中心の外貨建て MMF に対して債券価格変動リスクが高くなる場合がある事、外貨建て MMF より高い信用リスクを取っている場合がある事、手数料の高い場合がある事などがある。 米ドル建て MMF の米ドル建て利回りが 0.2%も無い中(2015 年 3 月 20 日現在)、外貨建て MMF より高いリスクを取っても良いと考える投資家もいると思われるので、そのあたりを十分理解し、リターンを目指し、非課税を享受する事を期待する。

[参考ホームページ]

2015年3月10日(火)付金融庁公表「NISA口座の利用状況に関する調査結果(速報値)の公表について」…

「 http://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20150310-1.html 」、2015 年 3 月 11 日付日本経済新聞朝刊「NISA、口座開設一巡 昨年末、13%増止まり 利用促進が課題に」…「 http://www.nikkei.com/article/DGXLASGC10H0R_Q5A310C1EE8000/ 」、2015 年 3 月 18 日付日経 QUICK…「 http://www.nikkei.com/article/DGXLASFL18HHE_Y5A310C1000000/ 」、2015 年 1 月 13 日付日本版 ISA の道 その 86「税制改正大綱にジュニア NISA 創設と NISA120 万円への引き上げ!1 月から年単位で金融機関の変更が可となり、NISA 拡充に期待が膨らむ中、NISA の 2015 年分で何に投資する? NISA の 2014 年分の投資(投信分)を総括!!」…「 http://www.kokusai-mm.co.jp/news/jisa/pdf/150113.pdf 」、2015 年 1 月 19 日付日本版 ISA の道 その 87「ジュニア NISA は 0 歳から始めれば最長 20 年近くが非課税に!現行(成人)NISAと合わせ、4 人家族で年 400 万円、累積 2000 万円!! 家計の長期資産形成が大いに期待される。」…

「 http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150119.pdf 」、2013 年 3 月 29 日成立の「所得税法等の一部を改正する法律案」…

「 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/183diet/index.htm 」、週刊金融財政事情(キンザイ)2013 年 3 月 25 日号「特集 2013 年度税制改正の勘どころ」・・・「 http://store.kinzai.jp/magazine/AZ/20133-3018.html 」、2015 年 3 月 11 日付日本経済新聞朝刊「外債 節税できる売り時は?」電子版「金融課税『2016 年問題』 もうけ占う外債の売り時 含み益か含み損か 利幅も考慮」・・・

- 「 http://www.nikkei.com/money/features/37.aspx?g=DGXMZO8419040010032015PPE001 」、2015 年 3 月 13 日付号ニッキン・・・
- 「 http://www.nikkin.co.jp/ 」、2015 年 3 月 20 日発表の日本証券業協会の外貨建て MMF の残高データ・・・
- 「 http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/info4/index.html]、2013 年 8 月 5 日付日本版 ISA の道 その 23「NISA(日本版ISA) で国債などの公社債や公社債投信?~個人向け国債、個人向け社債、MMF 等公社債投信、そして株式投信・日本債ファンドについて考える~」…「 http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130805.pdf 」。

以上

(投信調査室 松尾、窪田)

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。
- 本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。
- 〇本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
- ○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- ○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
- 〇本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。